

平成 24 年 2 月定例会提出議案（当初予算関連）の概要について

(改訂版. 2.2)

○ 議 案 (当初予算を除く)	35 件
●名古屋市職員定数条例の一部改正について	総 務 局
平成 24 年度の職員定数を定めるもの	
・平成 23 年度条例定数 25,698 人 → 平成 24 年度条例定数 25,350 人	
●市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	総 務 局
市長、副市長、課長段階以上の職にある職員等について、給与を臨時的に削減する措置を継続するもの	
・主な内容	
副市長、常勤監査委員	→ 給料の 20%、期末手当の 10%を削減
管理者、教育長、局長級、部長級	→ 給料の 2%を削減
固定資産評価員、課長級	→ 給料の 1%を削減
・適用期間	
平成 25 年 3 月 31 日まで	
●名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	総 務 局
非常勤の職員について、職種の設置及び廃止並びに報酬の額の改定等を行うほか、障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定を整理するもの	
・附属機関の委員等 (別表第 2)	
廃止する職種：なごやボランティア・NPOセンター運営審議会委員	
・その他の非常勤の職員 (別表第 3)	
(1) 報酬額を改定する職種：介護保険給付適正化事務嘱託員はじめ 5 職種	
(2) 新設する職種：市民活動推進センター嘱託員はじめ 24 職種	
(3) 廃止する職種：交通事故相談幹はじめ 8 職種	
・引用条項の移動 (非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 関係)	
●包括外部監査契約の締結について	総 務 局
平成 24 年度の包括外部監査契約を締結するもの	
・契約の相手方	田口 勤 (弁護士)
・契約金額	11,214,000 円を上限とする額

●名古屋市市税条例の一部改正について	財 政 局
<p>地方税法の一部改正に伴い、規定を整備するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市市税条例に基づき不利益処分等を行う場合において、これまで適用除外であった名古屋市行政手続条例の一部を適用することについて規定 ・道府県たばこ税の一部が市町村たばこ税に移譲されることに伴い、市たばこ税の税率を引き上げ ・退職所得に対して課する個人市民税に係る税額控除の特例を廃止 ・施行期日 平成 25 年 1 月 1 日 (ただし、市たばこ税に関する改正規定は平成 25 年 4 月 1 日) 	
●全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部改正について	財 政 局
<p>全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加え、これに伴い同協議会の規約の一部を改正するもの</p>	
●地方債の起債に関する許可の申請について	財 政 局
<p>東部医療センター守山市民病院の廃止に伴う必要経費のうち、同病院の資産の処分による収入をもって充てることができる部分以外の経費について、その財源となる第三セクター等改革推進債の起債許可を、地方財政法に基づき総務大臣に申請するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 3,929,000,000 円 	
●福祉事務所設置条例の一部改正について	健康福祉局
<p>北区、西区、中川区、港区、守山区及び緑区に社会福祉事務所支所を設置するとともに、平成 24 年度の福祉事務所所員の定数を定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度 904 人、→ 平成 24 年度 974 人 ・施行期日 平成 24 年 5 月 7 日 (ただし、福祉事務所所員の定数を定める規定は平成 24 年 4 月 1 日) 	
●名古屋市老人福祉施設条例の一部改正について	健康福祉局
<p>養護老人ホーム寿荘の管理を指定管理者に行わせるため、必要な事項を定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行期日 平成 25 年 4 月 1 日 	
●名古屋市介護保険条例の一部改正について	健康福祉局
<p>第 5 期介護保険事業計画の策定等に伴い、介護保険料段階及び介護保険料の額等について規定を整備するほか、介護保険法の一部改正に伴い規定を整理するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料を 12 段階に設定 ・介護認定審査会の委員定数を規定 (624 人 → 636 人) ・引用条項の移動 (第 5 条関係) 	

●名古屋市障害者自立支援法施行条例の一部改正について	健康福祉局
<p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定を整備するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域相談支援受給者証の提出又は返還の求めに応じない者に対する罰則を規定 ・ 引用条項の移動（第4条関係） 	
●名古屋市知的障害者援護施設条例の一部改正等について	健康福祉局
<p>知的障害者更生施設 希望荘を新たな事業体系へ移行させるため必要な事項を定めるほか、平成25年度末に廃止することに伴い規定を整備するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 希望荘を平成24年4月1日から障害者支援施設とし、生活介護及び施設入所支援を実施する旨を規定 ・ 廃止期日 平成26年4月1日 	
●名古屋市国民健康保険条例の一部改正について	健康福祉局
<p>国民健康保険料の算定方法について、規定の整備等を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎賦課額等の所得割額における仮算定を廃止し、暫定賦課を開始する旨を規定 ・ 平成24年度分からの地方税における扶養控除の見直しに伴う影響を回避するため、基礎賦課額の所得割額の算定方法を変更 等 ・ 施行期日 平成25年4月1日 (ただし、扶養控除の見直しに伴う改正規定等は平成24年4月1日) 	
●名古屋市立中央看護専門学校条例の一部改正について	健康福祉局
<p>平成24年度限りで助産学科を廃止するとともに、看護職員の知識及び技能の向上を図るため、同校が行う研修に関し必要な事項を定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行期日 平成25年4月1日 	
●名古屋市立霊園・斎場条例の一部改正について	健康福祉局
<p>市外居住者等の遺体を火葬する場合の使用料の上限額の改定を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更内容 50,000円 → 70,000円 	
●名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部改正について	健康福祉局
<p>生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の届出に関し、必要な事項等を定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生食用食肉を加工し、又は調理する営業を営もうとする者に対し、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設ごとに、市長への届出を義務化 等 	

●名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	病 院 局
<p>東部医療センター守山市民病院を廃止するもの</p> <p>・ 廃止時期 平成 25 年 3 月 31 日</p>	
●名古屋市立病院条例の一部改正について	病 院 局
<p>西部医療センターに名古屋陽子線治療センターを設置することに伴い、陽子線治療料の額を定めるもの</p>	
(1) 通常の場合	
一つの治療部位に対する一連の陽子線照射につき	2, 883, 000 円
(2) 陽子線照射の治療部位に対しエックス線による放射線療法その他管理者の定めるがん医療を併用する場合	
一つの治療部位に対する一連の陽子線照射につき	2, 722, 800 円
(3) 陽子線照射の治療部位から転移したがんその他管理者の定めるがんに対し照射する場合	
一つの治療部位に対する一連の陽子線照射につき	961, 000 円
●なごや子ども条例の一部改正について	子ども青少年局
<p>なごや子ども・子育て支援協議会に臨時委員に関する規定を加えることに伴い、規定の整備等を行うもの</p>	
●名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について	子ども青少年局
<p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備等を行うもの</p>	
・ 障害児施設の一元化に伴う文言整理等（第 1 条及び第 2 条関係）	
・ 障害児入所施設における在所期間延長特例の廃止に伴い、20 歳以上の障害児施設入所者への対応を規定	
●名古屋市地域療育センター条例の一部改正について	子ども青少年局
<p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整理するもの</p>	
・ 障害児施設の一元化に伴う文言整理等（第 2 条及び第 4 条関係）	
●名古屋市教育基金条例の一部改正について	教育委員会
<p>教育基金の積立てに関し、規定を整備するもの</p> <p>・ 教育基金の積立てを寄附金に限定せず、市長が必要と認めた額を積立てできるよう規定</p>	

<p>●名古屋市学校給食センター条例の廃止について</p>	<p>教育委員会</p>
<p>学校給食センターを廃止するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止時期 平成 24 年 4 月 1 日 	
<p>●道路の占用料等に関する条例の一部改正について</p>	<p>緑政土木局</p>
<p>道路法施行令の一部改正に伴い、新たな占用料の額を定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告塔 1年間 6,600 円/m² (表示面積) ・ 道路区域内の食事施設等 1年間 A×0.011~0.023 円/m² (占用面積) 等 <p>(※ Aは、許可の時点における近傍類似の土地 1 m²の価格)</p>	
<p>●名古屋市暴力団排除条例の制定について</p>	<p>市民経済局</p>
<p>市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与するため、暴力団の排除の推進に関し基本となる事項を定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市の事務及び事業並びに公の施設の利用における措置について規定 (2) 市民及び事業者に対する支援、暴力団の不当な行為から青少年を守るための取り組み等について規定 (3) 暴力団の威力利用及び利益供与の禁止、祭礼等における措置を規定 等 	
<p>●名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の制定について</p>	<p>市民経済局</p>
<p>特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、特定非営利活動法人の設立の認証等に関して必要な事項を定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定非営利活動法人の設立の認証申請等の手続きについて規定 (2) 定款の変更の認証申請等の手続きについて規定 (3) 特定非営利活動法人の認定申請等の手続きについて規定 等 	
<p>●なごやボランティア・NPOセンター条例の廃止について</p>	<p>市民経済局</p>
<p>なごやボランティア・NPOセンターを廃止するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止時期 平成 24 年 4 月 1 日 	
<p>●名古屋市公設市場条例の一部改正について</p>	<p>市民経済局</p>
<p>本地ヶ原公設市場を廃止するほか、名古屋市暴力団排除条例の制定に伴い、指定販売人に係る業務許可に関し、規定を整備するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止時期 平成 24 年 4 月 1 日 ・ 業務許可（指定販売人の許可）の欠格条項に、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を追加 	

<p>●名古屋市中央卸売市場業務条例の一部改正について</p>	<p>市民経済局</p>
<p>卸売業者等に係る事務手続きの効率化を図るほか、名古屋市暴力団排除条例の制定に伴い、仲卸業者等に係る業務許可等に関し、規定を整備するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せり人がせりに従事する際の登録証の携帯及び記章の着用義務を原則記章の着用へ変更 等 ・業務許可等（仲卸業者の許可等）の欠格条項に、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を追加 等 ・施行期日 規則で定める日 	
<p>●指定管理者の指定について</p>	<p>市民経済局</p>
<p>短歌会館の指定管理者を指定するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の相手方 ホームックス株式会社 ・指定期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで 	
<p>●指定管理者の指定について</p>	<p>市民経済局</p>
<p>名古屋市コミュニティセンター（瑞穂、大森北）の指定管理者を指定するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の相手方 瑞穂：瑞穂学区連絡協議会 大森北：大森北学区連絡協議会 ・指定期間 各施設の供用開始日から平成26年3月31日まで 	
<p>●名古屋市営住宅条例の一部改正について</p>	<p>住宅都市局</p>
<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の入居者の資格に関し、規定を整備するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法の改正により住宅入居に係る同居親族要件（現に同居し、又は同居しようとする親族があること）が廃止されたことを受けて、現行の入居者資格を維持するために、入居者資格について改正前の同法と同一内容を規定 	
<p>●名古屋高速道路公社の基本財産の額の変更について</p>	<p>住宅都市局</p>
<p>地方道路公社法の規定により、名古屋高速道路公社の基本財産の額の増加を伴う定款変更に対し、議会の議決を経て同意しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本財産の額の増加 変更前 3,128億6,200万円（本市出資額1,564億3,100万円） →変更後 3,150億1,200万円（本市出資額1,575億600万円） 	
<p>●名古屋市消防団条例の一部改正について</p>	<p>消防局</p>
<p>福春消防団及び下志段味小学校の新設に伴い、規定を整備等するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福田消防団の区域に含めていた福春小学校の通学区域に福春消防団を新設 等 	

危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等の申請に対する審査手数料に関し、規定を整備するもの

- ・新たに審査手数料を規定

区 分	手数料の額
設置許可	820,000～6,770,000 円
変更許可	410,000～3,385,000 円
設置完成検査	410,000～3,385,000 円
変更完成検査	205,000～1,692,500 円

